

別表 1 (第 8 条関係)

フェンシング場等の使用料

(単位：円)

			時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			使用区分		9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
入場料の類を徴収しない場合	フェンシングを目的に使用する場合	一般	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		学生	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
		一部使用のみ	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500		
	フェンシング以外を目的に使用する場合	一般	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		学生	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		一部使用のみ	2,250	3,000	3,000	5,250	6,000	8,250		
入場料の類を徴収する場合	フェンシングを目的に使用する場合	一般	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		学生	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		一部使用のみ	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
	フェンシング以外を目的に使用する場合	一般	7,500	10,000	10,000	17,500	20,000	27,500		
		学生	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		一部使用のみ	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		

備考

- 1 「一般」とは、一般社会人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「学生」とは、幼児（3歳以上）並びに小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき、時間区分の1時間相当額を加算する。
- 4 一部使用は、トレーニングスペースもしくは、会議スペースのみを使用する場合とする。
- 5 一部使用については、他の使用許可と調整し利用を許可する。
- 6 次の項目に該当することを証明する書類を添えて申請する場合は、使用料を減免する。
 - ① 沼津市内に宿泊する合宿等の事業で使用する場合。（1/2減免）
 - ② 沼津体育協会が主催する事業で使用する場合。（1/2減免）
 - ③ 沼津市が主催する事業にて使用する場合。（1/2減免）
 - ④ 協議会の正会員が主催する事業にて使用する場合。（1/2減免）
 - ⑤ その他、会長が必要と認めた場合。（1/2減免もしくは免除）